

# 陸 犬 南 の 政 治 思 想

田 畑 忍

## 第一章 犬南の性格と其の論著

「犬南の思想は支那の儒教を基礎として、獨逸の國家主義を造作したるが如し」(春汀全集、第二卷、二七〇頁)と鳥谷部春汀は言つてゐるが、この批評は肯綮に當つてゐるとは言へない。

犬南が少壯時に、漢學を深く修めし事は、「犬南文錄」の年譜に明らかに如くであらう。(彼は十五歳にして古川他山に詩を學び、十七歳にして弘前藩の稽古館に於て佐藤一齋の門人・兼松成言に教を受けた。(珍田捨巳)、一戸兵衛等が當時の同窓であつた)。然し、彼は儒教に満足せず、士道を尙しこなすものであり(「士道と儒道」「犬南文錄」四九九頁以下、及び彼の詩「不如意行」に「悔信迂陋漢儒說」とあるを参照)、また彼自ら道を學んだことを語つてゐるが、この道こそは士道にほかならない。然かも其の修めし學は先づ漢學であり、次にイギリス語を藩の東奥義塾に於て學修し、のち東京に來つてフランス法學を學ぶにいたつた。即ち、前述の年譜によれば、彼は明治九年に原敬・國分青崖・松室致・加藤恒忠・福本日南・寺尾享等とともに、司法省法學校に學び、又フランス語の翻譯に從事してゐる。然しどイツ流の國家主義を學んだ形跡はない。彼が加藤弘之のドイツ的國權論や

有賀長雄の進化主義的國家論を寧ろ蛇蝎視してゐたことは、彼がドイツ流の國家主義に左袒するものでなかつた事を示唆するものと云つてよいであらう。要するに、彼の思想は決してドイツ的ではない。

然らば、彼の國民主義は如何にして造成されたのであらうか。其の経歴を見ると、明治十四年十一月より二十年まで太政官文書局（のちに内閣制の創始とともに内閣の官報局となる）、取調局等の官吏であつて、そこに於て彼は其の長官の青木貞三、上司の高橋健三等を知つた。而して、この官吏生活を土臺として彼は新聞人となつたのである。即ち二十一年の春、青木貞三に迎へられて「東京電報」の社長となり、二十二年「日本」の社主兼主筆となり、かくて生涯筆を以て立つにいたつたのである。「羯南と蘇峰」の著者川邊眞藏氏は、彼の國民主義思想を造成せしめるにいたつたのは、主として井上毅の影響であると言はれてゐる（川邊眞藏「羯南と蘇峰」一九頁参照）。

そのやうに、彼を文書局から取調局に拔擢せし井上毅の影響ももちろん彼にはあつたであらう。然し、井上のドイツ的國權主義には幾分か反撥するところがあつたのではなからうかと推察される。それよりも、彼は青木貞三・高橋健三・友人の加藤恒忠の豁達廉潔に共鳴した。且つ谷干城・三浦梧樓・佐々木高美・杉浦重剛・福富孝季・佐々友房等の反歐化論者と提携して、國民主義を主張するにいたつたのである。彼の卓乎たる意氣と豪邁なる良識と鐵刀よりも銳き鐵腸とは、すでに早く反藩長の空氣強かりしその郷土・東北の地に於て培はれてゐたと言はなければならない。否、師範學校を中途にして退き、又司法省法學校を原敬等とともに退學しなければならなかつた其の性格は、彼をして諸葛孔明を慕はしめ、王陽明の道義に欽ぜしめ、又西郷隆盛に私淑せしめたのであつて、全く天賦のものであつたとしか考へられない。それは半ば佐藤一齋の流を汲んだ・陽明學的な傾向の漢學によつて鍛はれしものであつたとも言へよう。然し、それが明白に陽明學であつたとか朱子學であつたとかと主

張することはできない。而して、千萬人と雖我往かんといふが如き其の性格は彼に到底曲學阿世の出世主義を許さないのみならず、又ドイツ流の國權官僚主義にも國富金權主義にも共鳴せしめ得ざるものであつた。かくて藩閥と金權とは彼の常に唾棄するところであつた。<sup>(註二)</sup> 彼は誠心を何ものにもまして尊重する。即ち彼が「誠心ありて而て後に始めて政を言ふべきのみ始めて國家を語るべきのみ」「天下強きものは誠に如くはなし」(「芻南文集」一九六頁)と言つてゐる所以である。

(註二) 芸南は「悼井上梧陰先生」と題して次ぎの如き詩をつくつてゐる。

「一代文人何在哉。泰山梁木使吾哀。江湖臥病猶憂國。廓廟勤王能薦才。楚客衣冠新沐浴。漢家鼎鼐舊塵埃。翰林自是誰相繼。嘆息文章委草萊。」

(註二) 芸南と共通の思想に立ち、彼の没後彼に代つて活躍した「日本及日本人」の主幹にして「眞善美日本人」「僞惡醜日本人」の著者である三宅雪嶺博士は、かつて彼をモンテスキューに類へて曰く、「陸芻南の人と爲り、眞に先生に彷彿たる者あり、峭深の文を以て、事情を穿ち是非を明にするは韓非に似て、而して爾く慘礪ならず、若し不幸にして萎斃する莫くば必ず東洋の巨人たらん」(三宅雄二郎「陸芻南『近時政論考』序」と言ひ、又彼の人格を評價して「文意は時に應じて變遷し、往々昨是今非の嫌ひなからず、一々對比すれば或は撞着となすべきあるに、十數年來間斷なく精讀せし者の特に之を怪まさざりしは、其の私心に驅られて然りしにはあらざるの甚だ明白なるを以てならずや」と論じ、又「嘗つて阿世若くは變説の疑を招きしことなし」と断じてゐる。然り、彼の思想は終始一貫して國民主義であり人道主義であるが、たゞこれに配する從たる意見に於て變遷撞着を見たるに過ぎないのである。とにかく彼の思想と人格は一世崇仰の的であつた。鳥谷部春汀はかくて「明治年間の新聞紙界に於ける芻南陸賓氏の位地は殆んど絶對的なりといふも可なり」と言ひ、彼以外の新聞記者は大抵何物かの機關たらざるはなく、「政府の機關たらざれば、黨與の機關たり。否らざれば勢家の機關たり。否らざれば財力の機關、又は時好の機關、衆俗の機關たり。獨り芻南は何人何物の機關たらずして、鞏固にして且つ恒久なる精神的獨立を保ち得たる文士なりき」(春汀全集第二卷三六二頁)と言つてゐるのである。又彼を以て「あらゆる社會勢力に主きを置かざりし超俗的人格」(同、三六六頁)なりとなし、「彼の時事を論ずるや、單に問題の表面に現れたる論理の當否のみを争

はすして、其裏面に隠れたる感情の曲直を正さむとせり」（同、三六六—三六七頁）と評し、又「彼は最も偽善を憎む、如何なる名論卓説にても、其の立意の偽善を包藏すると看取するに於ては、往々其の論旨すらも併せて之を非難せずむば止まらざらむとせり。是を以て彼の言論動もすれば抑戻と矛盾を見ることなきに非ざりしも、要するに彼は明晰の頭脳を有すると共に、又粹然たる心意を有したりしなり」（同、三六七頁）と言つてゐるのである。

## 二

羯南の文筆的活動は既述の如く明治二十一年「東京電報」入社の年に始つてゐる。もつとも其の詩集「踏雲餘踪」は明治十一年に、同じく「寒帆餘影」は明治十三年に出てゐる。又郷里の「東奥日報」に執筆した事もあり、官吏時代にも匿名を以て寄稿などをしたようであるが、政論を始めるにいたつたのは、彼の新聞生活開始以後の事に屬するのである。當時、我が新聞界は、福澤・福地の時代を経過して、矢野・藤田・末廣・沼間・中江・犬養・尾崎・島田・田口等勃興の時代であつたが、彼又朝日名知泉（碌堂）・徳富蘇峰等とともにこの間に崛起した一人である。この三者を其の位置・思想・人物・文章・伎倆・性行の點に於て月旦せし春汀は、文章に於ては知泉、思想と事務に於ては蘇峰を推し、羯南に就ては氣宇超卓にして古武士の風と江湖の氣に富めるものとなし、且つ説明に長ずる學者の如くであると説き、「要するに、政論記者として、羯南を第一とし、碌堂これに次」ぐ「前掲書、二七二頁」と論じてゐる如く、彼は當時政論家中の政論家であつたと言ふことができるであらう。とにかく、知泉と蘇峰は彼の競争相手であつて、知泉は「當時怖るべき健腕の士」たる彼と論争を交へることを好んで敢て他を問題とせず、蘇峰もその「國民新聞」を「日本新聞」に雁行せしめんとして他の新聞は相手とせず常に「日本」新聞を相手として努力したことは彼等の自ら語つてゐるところである。蘇峰は彼と其の思想に於て同

じからざりしも、對外政策に於ては異らざるものとなり、のちには六派聯合の反政府運動に於て相提携するにいたつた。然かも事を共にするに及んで彼の周到なる思慮及び策に敬服するにいたつたようである。また彼の陣營には三宅雪嶺・福本日南・古島一雄あり、又間もなく朝日新聞の主筆となつた池邊三山があつた。とにかく、その中心人物たりし彼が政治に最も深き趣味を有する政治記者であつたことは疑ひない。然し、彼自ら政治家となることを欲するものではなかつた。松隈内閣成立して高橋健三が内閣書記官長となり、蘇峰もやがて内務勅參となつたが、彼をフランス公使に擬する著があつた時、彼はこれを歯牙にもかけなかつたのみならず、人を馬鹿にするものとして憤慨した程である。彼は純粹に政論家たることを以て男子一生の事業となしてゐたからである。杉浦重剛は然し彼を以て理想の政治家の一人であると目してゐたようである。<sup>(註)</sup>とにかく、彼の粹然たる性格は彼の自由主義的國民主義の父であつたと私は見るのである。

(註) 「杉浦重剛座談錄」に次ぎの如くしるされてゐる。曰く「明治二十九年頃、或る人理想内閣表を製して先生の御覽に入れられたところ、先生は即時に左の如く訂正をせられた。」

總理	近衛篤麿	宮相	佐々木高美	樞府	濱尾	新
内相	牧野伸顯	外相	小村壽太郎	藏相	河上謹一	
法相	陸賀實	陸相	河島醇	海相	千頭清臣	
文相	津田靜一	農相	長谷川芳之助	遞相	高橋健三	
露使	古莊嘉門	英使	平賀義美	佛使	大井憲太郎	
獨使	中村彌六	清使	大石正己	米使	宇都宮平一	
鮮使	垣内正輔	太子傳	芳野世經	臺督	頭山満	
植民省	和田維四郎	検査院長	増島六一郎	參謀長	十時虎雄	
無任公使	奥田義人					

先生は何を御引受になられますかと問うたところ、内府と記された」（「杉浦重剛座談録」一八七一八八頁）と。

## 三

而して彼の自由主義的國民主義の母は條約改正と言ふ時代的思潮であつたと言はねばならない。即ち、彼が政論に筆を染めるにいたつた明治二十一年は、所謂歐化主義が絶頂に達し、從つて又其の反對論の捲き起つた年であつて、恰かも帝國憲法草案の執筆に並んで、正に條約改正の機運の動きつゝあつた時である。即ち、政府は一方に於て憲法の制定に努力するのみならず、他方に於いて條約改正の功を急ぎ、その結果歐化主義政策を取るにいたつたものである。こゝに歐化主義とは明治以來の所謂文明開化主義の漸やく蒿じたるもので、殊に明治十八年制度改革の結果現れた最初の内閣即ち第一次伊藤内閣の政策として表現されるにいたりし一種の傾向を指稱するものにほかならない。指原安三「明治政史」はこれを次ぎの如くに言つてゐる。曰く「我國の始めて外交を開くや、外人の來つて最交際を深くせし者は多く英米にして、佛之に次ぎ他は又數ふるに足らず。是を以て英米の風自然朝野の間に流行せしが、此頃伊藤伯の権機に當るや獨逸風も亦其流行を感じるに至れり。而して其歐化主義の極に達せしは則此時を以て然りと爲す。當時井上伯は其重任たる條約改正を成就せんには、我國を擧げて歐洲各國の風習に感染せしめ、以て歐洲全國の人民をして日本も亦其同情同體の國なりとの感情を保たしむるに在りとなし、且つ彼の十七年清佛の戰争は伯之を視て東西兩洋の優劣を示せる最近の例證と爲す。是を以て先づ日本國民を擧げて之を泰西風に化成するにあらざれば、樽俎の間に條約を改正すべからずと決心したるが如し」（「明治文化全集」第二卷、五一五頁）と。かくて、それは所謂鹿鳴館時代を現出するにいたつたのであるが、政府部内に於ても井上毅（參事院議官）・山田顯義（法相）・谷干城（農商相）・ボアソナード（顧問）等はこれに對

して反対意見を抱き、部外では勝安房・板垣退助等の反対の建白を始めとして、鳥尾・三浦・曾我等を先頭とする國民の猛然たる反対運動を惹起し、また西村茂樹は日本弘道會を率ひて國粹保存を主張した。就中其の中心勢力をなせしものは谷干城であり、其の侃々諤々の意見書<sup>(註)</sup>は、國民を熱狂せしめるとともに、伊藤内閣に致命的な打撃を與へた。即ち、伊藤も亦反対意見に傾きて井上馨外相は遂に辭職の止むなきにいたり、またその非對等的條約改正は中止となり、次で大隈伯の外相就任となり、遂に又伊藤去つて黒田内閣となつた。その頃發刊された三宅雪嶺・井上圓了・菊池熊太郎・志賀重昂・島地默雷等の雑誌「日本人」は國粹保存の必要を力説して政府の歐化主義を追撃したが、また谷干城を中心とする國民主義の一派と杉浦重剛・福富孝季・長谷川芳之助・千頭清臣・小村壽太郎（外務省の翻譯局次長）等の乾坤社の一派は連携して日本學會を組織し、國民主義鼓吹のために新聞を刊行するにいたつた。「東京電報」及び「日本」は即ちこの團體のかゝる目的達成のために生れたるもので、鵜南は彼等の政論の代表的な發言者となつたのである。然し彼は決してウルトラナショナリストではなく、その本質に於て豪邁なる自由主義者であつた。

すでにこれに先立つて、在野の政黨も一齊に政府を攻撃するにいたり、後藤象次郎を盟主として大同團結をつくつてゐたが、鵜南等は先づ井上馨に代つて其の任に當つた大隈の非對等的條約改正案を「日本」新聞に暴露して國民主義の立場より徹底的に駁撃した。その際、彼の論敵の主なるものは大隈の懷刀たる矢野龍溪であつた。然し、大隈案に對する反対は次第に猛烈となつて、後藤象次郎（遞相）・伊藤（樞相）・元田永孚（樞密顧問官）等々政府部門の反対をも招くにいたり、又三浦觀樹學習院長は死を決して反対の上奏を奉つたが、大隈は來島恒喜の襲撃を受けるにいたつた。かくて、遂に彼等は大隈案を葬つたのみならず、完全なる對等的條約の實現を目指として、その運動を繼續したのである。即ち、彼等は陸奥宗光の對等的條約改正案に對しても其の態度にあき

足らずとして條約勵行論・内地非干渉主義を主張した。「日本」新聞はために最も多く發賣禁止を喫したが、彼は豪も屈するところがなかつた。彼は又近衛篤麿の國民同盟會に參加して、犬養毅や頭山満とともに日英同盟の必要と對露强硬説を主張した。然し又羯南は彼の盟友たる高橋健三が内閣書記官長と成り神鞭知常が法制局長官と成つた、松隈内閣の成立以後、彼の筆勢を些か鈍摩した觀がある。殊に日露戰爭の終結に際し、ポーツマス條約に對する熱狂的な國民の反対にも拘はらず、彼がこれに忌斷なき攻擊を加へなかつたことは、注目すべき現象で、杉浦重剛の小村壽太郎辯護の態度と軌を等しくしてゐたものである。彼の健康はその頃より漸やく衰へて、遂に三十九年に「日本」新聞も三田系の伊藤欽亮の手に譲り渡すにいたつた。かくて三宅雪嶺等の同志二十名も間もなく退社の餘儀なきにいたり、彼等は雑誌「日本人」を「日本及日本人」と改稱してそこに立籠ることとなつたのである。

(註) 谷千城の意見書は、其の外遊中故國の弊風を聞き憂慮に堪へずして起草したもので、シニタイン、グナイスト等の批評に聞き、歸朝の翌月これを提出したものであるが、先づ條約改正は明治二十三年立憲公議の新政施行後に斷行すべきであり輿論公議の應援と兵馬の備を前提としなければならぬと論じて、外交祕密主義を痛撃した。次ぎに國家の大要と題して、情實主義の政治を難じ、内閣の弊、輕佻の弊、外交上の弊、行政の弊を痛憤し、儉勤の必要を説き、また立憲政體を論じて、言論の自由の絶對に急務なる所以を力説してゐるのである(「谷千城遺稿十卷、八九一一八頁参照」)。要するに、井上の改正條約案に反對し、政府の歐化主義・專制主義を痛烈に批評して「眞正」の立憲主義を主張したものである。彼を專制主義の人又はウルトラ・ナショナリストと見ることは誤解であろう。

羯南の文業は殆んど「日本」紙上に掲載せられたものであつて、從つてすべて時論的ならざるはないが、然し

決して無體系なものではなく群を抜いて學問的なものであつたことは、例へば長谷川如是閑の指摘するところである（「ある心の自敍傳」）参照。これ、その主張の一貫して自由主義的國民主義であつたゝめもあるが、一つには彼の思慮周到にして筆法の論理的且つ名分論的であつたことにもよるものと言へよう。而して、彼の政論は殆んど憲法制定と條約改正問題を契機として構想されてゐることが注意せられる。

（一）彼の最初の代表的文章は「近時憲法考」で、明治二十一年十一月「東京電報」に先づ連載せられ、次で翌二十二年五月まで「日本」に連載せられたが、憲法立法論的な部分と憲法解釋論的な部分とを含んでゐる。それは帝國憲法制定と其の註釋書汎濫時代に於て異彩を放つた文獻であり、憲法に對する彼の見識ある態度を熟知せしむるものである（拙稿「統治及統治權の解釋」参照）。

（二）第二の主論策は明治二十三年七月から八月にわたつて執筆せられ、のち「近時憲法考」及び「自由主義如何」と合して出版された「近時政論考」で、彼の國民主義を體系化したものであるといふ意味から、其の最大の代表作であると謂ふべきであらう。彼は其の緒論に於て其の方法論を述べ、第一期の政論、第二期の政論、第三期の政論、第四期の政論と歴史的な考察を下し、自らの主張を第四期に屬するものと断じ、以て國民主義思想の歴史及び理論を展述し、國家的性格の維持及び發展を所期してゐるのである。

（三）第三の代表的論策は明治二十六年三月に執筆した「原政」であるが、それは人道主義國民主義の立場に立つて立憲主義に對する懷疑を展べたもので、緒言に始つて、建國の必要にかかる疑・經濟法科進歩主義・政費増減と立憲政體・行政機關と政治黨派・責任論と法律及び經濟・英國政治と進歩主義・分權自治の制と黨派・進歩主義と社會公德を論じて、結論にいたつてゐるものである。

（四）その第四の代表的論著は國際論三篇であると言へよう。即ち「國際論」（明治二十六年四月三日—二十二

日)、「國際論續篇」(明治二十六年八月七日—十一日)及び「國際論補遺」(明治二十六年十月廿八日—十一月六日)これであつて、のちに(明治二十七年一月)一巻としてまとめてゐるが、彼の對外策の基礎理論をこゝに見ることができる。謂はゞ、それは明治二十七年條約改正の成就を背景としてもつた彼の國際政治論であり、その言葉に従へば國際道理論であり又國際政學である。即ち、その條約勵行主義・内地非干渉主義の根本原理を説き對等的國際關係を主張してゐるものである。即ち、人の交際及び國の交際の禮に基くべきことを主張し、我を保つことが禮の初めにして交際の目的であることを強調する。

私は以上の四論著を以て彼の代表作とするのであるが、五千篇に垂んとする其の文業、就中「自由主義如何」「豫算論」「大臣論」「大臣責任論」「議會論」「國政の要義」「武臣干政論」「外國人論」等は何れも彼の眞面目を示すものである。又のちに闡説する如く、彼は條約改正問題を中心として、幾多の短篇をものこしてゐることを逸することはできない。また譯業としてメーストルの「主權原論」がある。

彼ののこした文章は然し政論のみではない。隨筆あり、漫筆あり、又詩歌がある。かくて彼の交友國分青崖・正岡子規・福本日南等は落合直文・小中村義象等とともに「日本」新聞の文壇を擔當してゐたのであるが、歌人天田愚庵和尚も其の友人の一人であつた。羯南の作歌の一つに「眞弓にも征弓にもかへてとる筆のあとにや我は引返すべき」と言ふのがあり、其の若き日の詩に「吾心堅如金。吾心淡如水。富貴豈可求。危難當有死。唯願一片名。畱在千載史」といふのがあり、又「世間輕薄子。開口說英雄。英雄果何物。殺人成其功。」なる句を含む「春感」と題する長詩があるが、それらの詩歌はすべて彼の絃上の性格をよく表してゐるものと言へよう。彼は又、本居宣長がそうであり、小野梓もそうであつた如く、櫻花を愛して「櫻」と題する文章「羯南文集」二七一页以下参照)をのこしてゐるが、これによつても其の性格の何たるかゝ窺はれる。

彼は安政四年十月十四日青森縣中津輕郡清水村に生れ、明治四十年九月二十日鎌倉極樂寺村の別墅に逝いた。享年五十一歳であつた。

## 第二章 犬養の政治思想

——國民論——

犬養の國民主義思想の展開されてゐる最も基本的な論著は既述の如く「近時政論考」である。又彼の國民主義は歐化主義に對立して生起した思想であるが、「王法論」の著者鳥尾小彌太の急進的保守主義も亦かゝるものの一つであつた。犬養によれば、然しこの二者は同じものではない。即ち「此の二派は元と同根の者にあらず、其の歐化主義に反対するや、保守論派は自主自由の理を以て其の論據と爲し而して國民論派は國民の天賦任務を以て其の本と爲す、一は主として國の權理を全うせんが爲に起り、他の一は權理を重んぜざるに非るも寧ろ國の義務を全うせんが爲に起れり。二者固より反対にはあらざるも其の差違を言へば稍々斯の如きものあり」（「近時政論考」七三頁）と言つてゐる通りである。然し、兩者ともに皮藩閥主義の精神に出でてをり、又この點に於て、自由民權論者に共鳴するところあるが如くに見える。而して、犬養自身は鳥尾小彌太の保守中正論を以て、寧ろ過激なる自由民權論なりと斷じてゐる。即ち「自稱保守論派の論旨は西學者の社會契約の論に近似し、殆んど夫の自由論派又は改進論派の上に凌駕するの進歩主義なりと云ふべし……此政論派は立憲政體の至當を認め自由制度の至理を認め毫も舊時の慣例に固着する所あらず、然らば自ら保守と稱すと雖も其實は寧ろ激烈なる進歩主義

と謂はざるべからず。然れども其の自由自主の理を推して以て痛く夫の歐化主義に反対して自ら保守論派と稱し常に儒佛の道を唱へて妄に泰西の學說を口にせざるが故に、俗人は誤りて之を保守論派と名けたるに似たり名實の相合せざるや誠に斯の如きものあり」（「近時政論考」七二一—七三頁）、と言つてゐるのである。

翫南の國民主義が最も明確に説かれてゐるのは、既述の如く「近時政論考」であるが、すでに明治三十二年二月十一日發刊の新聞「日本」の第一號に「日本創刊の趣旨」を語つて、亡失せられたる國民精神の回復と發揚及び國民團結の強化・國民教育の改良・善惡邪正の分を明らかにする事を以て新聞創刊の趣旨であると述べたときに、其の輪廓を仄示してゐると言ふことができる。然し、彼はその際、「日本」は狹隘なる攘夷論の再興にあらず、博愛の間に國民精神を回復發揚するものなり」（「翫南文錄」三六六頁）となし、「泰西文明の善美は之を知らざるにあらず、其の權利・自由・平等の説は之を重んじ、其の哲學道義の理は之を敬し、其の風俗・慣習も或る點は之を愛し、特に理學・經濟・實業の事は最も之を欣慕す。然れども、之を日本に採用するには、其の泰西事物の名あるを以てせずして、只日本の利益及び幸福に資するの實あるを以てす」（同、同頁）と說いたのである。かくの如く、彼の日本主義は決して極端なる排外主義又はウルトラナショナリズムではなく、國民精神と道理に立脚して外來的なものに對處すべしとするの見地に於て外國の善きところあらば、これを進んで採るべしとまぬものであつて、たゞ極端なる自由主義・ビスマルク流の專制主義・ダーウィンやスペンサーの適者生存主義・功利主義・貧慾な金權主義等の西洋思想及び無批判なる西洋心醉又は西洋模擬に對しては斷乎としてこれを排撃するとなすのである。而して、同日の同紙に掲げた「日本といふ表題」なる文章にそれは餘すところなく開陳されてゐるのである。  
(註)

(註) 卽ち堯南は、開國以來西洋事物傳來して「有益純良なる結果と共に悲むべく痛むべき事實も亦出現し來れり。第一に政治論に就きて之を言へば、權利及び自由の説は一方には共和的無政府に近き粗暴劇烈なる主義を生じたると同時に、他の一方には極端なる論者はビスマルクの專制主義を羨慕するあり。學說に就きて之を云へば、一方に鄙猥なる疑世論及び虛無論ありて之を奉信する人々は空寂無爲の内に人世の活動を忘れ、冷淡嘲笑の間に社會の事物を議し、又は只だ肉體五官の樂みを是れ事として一世を徒費せんとす。他の一方にはダルウキン及びスペンセルを妄信する輕率なる學者あり、至適生存の理を諸般の事に適用して百事泰西の開化に如かずと爲し、甚しきに至りては我日本人民をも悉皆カウカシアン人種に化せんことを望む者あり。此他或はベントムに沈溺し、或はミルを過信し、眞正の最多幸福主義を誤りて最も淺劣なる<sup>エピキュリズム</sup>貧樂主義に陥る者あり。彼の經濟と實業とは吾輩も亦た之を我國に適用して最も便益あるべしと信ずる所なり、然れども是亦た西洋主義の極端に苦しめられて弊を受くること甚し。此等の徒は動もすれば時代と場所とを顧みずして僅々の年月にバルミンガム若くはシカゴの盛觀を我國に致さんと期し、二三の牛鷹のために貧困なる幾百萬人の利を擲つも恬然意に介する所なし。此徒は只だ富人政治のみを以て極樂界と看做すものなり。其の他、工藝・演劇・法律・風俗・衣食住・遊戲歌舞等一切を擧げて西洋化せんとする風潮であるが、「今吾輩が非として論ずる所は此の極端なる西洋主義にあり。其の理由は他なし、只此の西洋心醉を以て我國の利に非ずと信ずればなり。抑々今日に於て西洋諸國の我に優れる開化を占むることは何人たりとも之を知らざる者なかるべし、吾輩も亦權利自由の説を重じ、此等諸國の法律を貴ぶ者なり、吾輩は哲學・道義の理を敬し、西洋諸國の工技文藝を愛する者なり、其の經濟的實業的事に感服する者なり、風俗習慣の或るものに就いても吾輩は亦西洋を欣慕することなきに非ず。然れども此等重愛する事を我國に傳へて採用するに至りては大に其の適否を考へざるべからず、採用は實に主要の問題なり。吾人は西洋事物を只其の西洋事物たるを以て採用せず、日本の利益・幸福なるが故に之を採用する者なり。西洋に於て善良なる事物も我國に移して適當ならざるものは棄てゝ之を顧みざるなり」(「堯南文錄」三六八—三七〇頁)と言つてゐるのである。

これによつてこれを見れば、彼の初期に於ける國民主義は尙ほ頗る消極的なるかの如き觀がある。加之、それは又あらゆる思想を中庸的に包容するのみならず、更に國民主義自體も亦すでに泰西の政學者の主張する新學説であるともなしてゐる。即ち「泰西の政學者は皆な揚言して曰く、近時の政治は即ち國民的政治なりと、此語簡な

りと雖も其旨や遠しと謂ふべし、所謂る國民的政治とは外に對しては國民的特立及び内に向つて國民的統一を意味するものなり、此の一點に於ても世人は「國民論派」の實に最新論派たることを知るに餘あらん」(「近時政論考」七四頁以下參照)、と言ふ。この言説は直に當時の西洋心醉的環境の一反映と目せずしては理解し能はざるものと言はねばならない。然し、もちろん、彼は日本の國民主義の獨自性を看過するものでは決してない。即ち其の國民主義の特色を次ぎの如くに説明してゐるのである。彼は先づ「國民的精神は世界即ち博愛的感情と固より兩立する」ものであると斷じ、「個人が國家に對して竭すべきの義務あるが如く、國民と云へる高等の團體も亦た世界に對して負ふべきの任務あり、世界の文明は猶ほ社會の文明の如く、各種能力の協合及び各種勢力の競争に因りて以て其の發達を致すものたるや疑なし。國民天賦の任務は世界の文明に力を致すに在りとすれば、此の任務を竭さんが爲に國民たるもの其の固有の勢力と其特有の能力とを勉めて保存し及び發達せざるべからず。以上は國民論派の第一に抱く所の觀念」(同、八十頁)なり。故に、國民主義は「或る點より見れば進歩主義たるべく又他の點より見れば保守主義たるべく、決して保守若くは進歩の名を以て之に冠することを得べからず夫の立憲政體の設立を以て最終の目的と爲す所の諸政論派とは固より同視すべからず是れ即ち國民論派の特色なり」(同頁)となすのである。かくて、彼の國民主義の「眼中には干涉主義もあり、又た進歩主義もあり保守主義もあり又た平民政義もあり貴族もあり」。又「或る點に付て自由主義を取るものなり故に吾輩は自由主義固より之に味方すべし」(「自由主義如何」(同、一〇四頁)とも喝破する。また、專制・共和・貴族主義・平民政義・干涉・自治等をすべて國民主義の要素として必要であるとなし、以て國家の活動上大權を固くし、權力の濫用を防ぎて内閣の責任を明らかにし、國家の秩序を保ち權利の享有を偏くせんことを期してゐるのである(同、八四頁)。其の包擁性と又消極性はかくて極めて明らかであると言はねばならない。

要するに、鴉南によれば、「國民論派は敢て抽象的理論を籍り以て一切の干渉を排し又は一切の自治を是とする者にあらず、要是國民の統一及び進歩を期するに外ならぬ」(同頁)。而して、かくの如き國民主義の政治上の主張を彼は國民政治であると断じ、國民的政治(ナショナルポリチック)とは外に對して國民の特立を意味し、而して内に於ては國民の統一を意味す」(同、八一頁)となす。而して先づ第一の「國民の統一とは凡そ本來に於て國民全體に屬すべき者は必ず之を國民的ナショナルにするの謂なり、昔時に在りては未だ國民の統一なるものあらず、其の之あるが如きは唯だ外觀に過ぎずして更に實相を見れば一種族一地方又は一黨與の專恣たるを免れざるなり」(同頁)と論ずる。かくて「國民論派は内部に向て此の偏頗及分裂を匡濟せんと欲す。去れば國民的政治とは此の點に於ては即ち世俗の所謂る輿論政治なりと云へし、「天下は天下の天下なり」と云へる確言をば之を實地に適用し、國民全體をして國民的任務を分掌せしめんとは國民論派の内治に於ける第一の要旨なりとす、此の理由によりて國民論派は立憲君主政體の善政體なることを確定す」(同頁)となす。かかる點に於て、彼の國民主義は立憲君主主義にほかならない。

然し彼が立憲主義を尊重するのは、それが國民的統一を實行するための善政體たるが故であつて、彼は立憲政體そのものを目的とするのではない。又、代議政策を至當なりとするのも、それが進歩主義又は自由主義であるからではなく、それに對して「國民的任務を盡さんが爲に國民全般に此の任務を負はしめんことを期し」(同、八二頁)得るからである。要するに彼は立憲主義を主義とするものではない。即ち、其の目的は如何と言ふに「國民全體の力を以て内部の富強進歩を計り以て世界の文明に力を致さんことはれ其の最終の目的なり」(同頁)とするのである。故に、この意味に於ては、彼の國民主義は國家主義又は國權主義と其の類を異にするのである。即ち、彼が國民主義は「國家又は個人の觀念を取りて其の一方に偏依するが如きことあらず、國の情態に應じ國家

の權力と個人の權利とを調和し之をして偏依の患なからしめんことを期す、何となれば其偏依或は自由を破滅し或は秩序を紊乱し而して國民的統一を失へはなり」(同頁)と言ひ、或いは「國民論派は個人と國家とを併立して初めて國家の統一及發育を得る者と爲せり、即ち國民の事情に應して此の二者の伸縮を決し、理論上の伸縮何れに在るも國民の事情に適應する限は其の實際上の結果は即ち皆な同一なればなり」(同、八十四頁)と言つてゐる所以である。又彼は、國民主義は各國民の制度文物の異同を確認するのみならず、「強固なる國民は其一國民たるの表標として特別の制度、を有するの至當なるを確認」(同、八三頁)して國民的持立を主張するものであり、かくて立憲政體もこれを「日本的にして世界中に一種の制度を創成せんことを期するもの」(同頁)であるとなし、以て我が君主立憲政體の獨自性を主張するのである。

第二に彼は國民主義は對外的に國民の特立と權利を主張するとなし、それは「世界中各國民の對等權利を識認する者なり、個人に貧富賢愚の差あることは實際上免れ難し、然れども其の實際上の差あるにも拘らず、個人自身よりしては自ら侮りて卑屈の地に立つへからざるなり該論派は此の自負の感情を以て一國民にも存すへき者と爲す。各國民皆な其兵力富力に差あるは事實なり、日本國民は歐洲の諸國民に比して貧弱たることを免れず、然れども一國民として世界に立つの間は此の無形上の差等に驚きて自ら侮ることを得ず、此の點に於て國民論派は内治干涉の嫌ある者に對し屢々痛く反対を爲したり。國民論派の主持する所の國民的特立なるものは必ず國民的自負心要用と爲す、故に國民的自負心は決して不正當の感情にあらざるのみならず、之なければ一國民たるもののが存在を明にする能はざるなり。而して世界の文明は此の國民自負心の競爭より起りたるものと言ふも不可なかるべし。去れば國民論派は日本の比較上貧弱なることを知らざるに非れども、此の差等をば別問題として國際上の對等權利は一日も居辱すへからずと爲し、一旦不幸にして居辱したるものは之が回復を一日も忘るへ

からすと爲す」(同、八四一八五頁)と説いてゐる。故に、彼はスペンサーやダーヴィンの自然的優劣論を唾棄せざるを得なかつたのである。かくて所謂道義に立脚して對外硬を主張するのであるが、然し彼の主張するところは幕末鎖國の時代思想であつた排外主義又は攘夷思想ではなく、又會澤安の「新論」に現れてゐるが如き又は佐藤信淵に見られしが如き積極性をもつた日本主義國家思想でもないと言はねばならない。彼の國民主義又は日本主義は、あくまで明治十七八年から二十年にかけての風潮であつた歐化主義時代の反措定的所産として、これを考へなければならぬものである。然かも、かような時代的環境であつたから、一部世人は彼の主張を以て鎖國主義・攘夷主義・頑固主義と罵つたのである。然し、それだけに、當時に於て、彼の國民主義の有つた歴史的意義と實際政治に及ぼした效果を想察し得るのである。かくして、井上馨・大隈重信の條約改正案は彼等の反対に逢いまた春秋の筆法を以てすれば陸奥宗光をして條約改正に成功せしめたのである。殊に、彼は既述の如き長短各篇の論陣を張つて政府を叱咤し、又論敵に向つて、強く國民主義の對外の方策たる國民の持立と國權を主張して止まなかつたのであるが、それは勢い次第に積極性を帶ぶるにいたつた。

然し、對外硬の主張はもちろん當時獨り錫南及び其の一派の獨壇上たりしものではなく、自由民權論者のうちに却つてこれを熱心に唱へるものがあつたことは周知の如くである。のみならず、彼に先んじて早くこれを唱導せし者も決して尠くはない。改進黨の小野梓の如きは其の最も熱心なる一人であつたことを知らねばならない(「小野梓全集」参照及び拙稿「小野梓の憲法立法論」参照)。また錫南によつて國富論派として特色づけられてゐる福澤諭吉にいたつては、彼に先行すること二十年前にすでに個人の獨立とともに國家の獨立を唱へ、又民權と並行して國權を主張するに終始してゐるのであつて、錫南の國民主義と其の説き方又は論法を異にしてゐることは言へ、同様の主張は符節を合するが如くであると言はねばならない(拙稿「福澤諭吉の政治思想」参照)。否

極言すれば、寧ろ羯南の國民の特立なる提唱は福澤諭吉の國權論を摸したのではないかとさへ思はるゝ程である。然かも、其の論法の異つてゐること及び其の基礎理論の相對立するものであることはこれを否定することはできない。即ち、羯南の國民主義は、功利主義を其の基礎理論とせず、國民の獨立そのものを目的としてゐる點に於て、福澤諭吉の功利主義を基調とする民權論・國權論と大異してゐるものと言はねばならないのである。

換言すれば、福澤は富國強兵を目的とするもので、愛國主義であり國力充實主義とでも呼ぶべきものなるに對して、羯南は富國強兵は國民的獨立のための手段にすぎないものとなし、國民的面目又は正義を主眼とする日本主義なのである。それは横井小楠の所謂「何ぞ富國に止らん何ぞ強兵に止らん、大義を四海に布かんのみ」と言ふにちかき立場であると言ふことができよう。この兩者の相異は條約改正問題及び遼東半島問題に對するそれぞれの態度にも現われてゐて興味深きものがある。即ち、福澤は國體をナショナリティーと考へる程ナショナリチーに重點を置くのではあるが、其の主張は終始實利の點からなされてゐるに對して、羯南のそれは徹底した道理論であり（彼の「遼東還地の事局に對する私議」参照）、日本のみならず相手國の面目をも尊重すると言ふ態度である。

## 二

羯南の國民主義が最初消極的且つ包擁的であつた事は既述の如くであるが、同時に又特に立憲主義の傾向題著なるものがあつた。

このことは既述の引用文からも明らかに知られ得るところであり、其の條約改正に關する時論にしても當初のものは、この見地に立つて論じられてゐるのである（例へば、「内地干涉論」「外人任用を論じて報知新聞記者

に決答を望む」等参照）が、其の帝國憲法制定前後に成れる「近時憲法考」（明治廿十年十二月乃至廿二年三月）なる文章は、殊に彼の立憲主義的傾向を示すものである。即ち、その中で彼は次ぎの如くに言つてゐるのである。曰く「今や憲法の發布將に近きにあらんとす一十三年よりは立憲政體將に實施せられんとす世人或は國初以来未曾有の珍事と做し我立法者が其手を以て此未曾有の政體を製造せしことゝ思ふものもあらん然れども顧みて史上の事跡を見れば我國に於ける自由政體の精神即ち憲法の要素は早くも二十年前に於て既に萌生したるを知るに足れり。憲法の要素既に二十年に萌生したるを知らば近日發布せらるべき憲法は決して立法者の其手を以て創造したものにあらず立法者只其筆を以て之を記述したる迄のことなりと知るべし」「近時憲法考」（二頁）と。又曰く「二十年前の日本は固より成典憲法を有するの理あらず然れども不成典の憲法は詔勅又は布告の姿を以て維新以來續々發表せられたること世人の皆な知る所にして此等の公文は今日吾輩に頗る有益の資料を供出せり」（三頁）と。又「日本近世の憲法は皆な前代列聖の遺意に基き世界文明の氣運に應じたるものならざるはなし刀筆の吏か文墨を舞して製造したるにあらずして古昔王政の精神か文章と爲りて世に現はれたるものに外ならず」（同、三六頁）と言つてゐる。更に又「日本の近世憲法は固より不完全なりと雖も其根源を繹ねれば決して御雇西洋人の立案を反譯せしにあらず又た西洋諸國の法文を模擬して裝飾的制定を爲したるにあらず蓋し其時の世勢民意に應じて必要ある毎に制定發布したるものならん」（同、三頁）となすのであつて、日本憲法にかんする其の卓見以て知るべきであるが、こゝに彼の言ふ世勢民意とは國民主義的憲法主義の骨子をなすもので、恰かも國民勢力を意味するものである。即ち彼は次ぎの如くに言ふ。曰く「吾輩は常に政治法律の進歩を以て一二政治家又は一二立法家の力に歸せずして寧ろ之れを國民勢力に歸す否な常に國民勢力によりて見はるゝの進歩を望むものなり人或は之を誤解して頻に一二の握權者を賞賛すれども一二の握權者豈に能く爲すあらんや君主と人民と相

協同せる勢力即ち國民勢力ナショナルポースにあらされは決して國政の改良を望むへからす」（「近時憲法考」三三頁）と。

彼が國民勢力を重視する事はかくて明らかであり、所論小野梓を髣髴せしめるものがあるが（拙稿「小野梓の憲法立法論」參照）、其の國民勢力主義又は國民主義たる、中心觀念を大權又は統治權に求めてゐるもので、それは言はゞ大權又は統治權中心的國民主義である、即ちその憲法主義又は立憲主義はかゝる國民主義を其の基底とするものたるにほかならぬ。故に、其の大權論を離れて其の憲法主義又は立憲主義を理解することはできないのみならず、又その國民主義を理解することはできないのである。即ち、彼は大權は天皇の之を皇祖皇宗に承けて之を其の子孫に傳へ玉ふ所なれば日本臣民は大義名分に於て決して之れを掌握すべきにあらず獨り天皇は此の大權に依りて國家全體の隆昌と臣民各自の慶福とを以て中心の欣榮とし玉ふものなれば決して天皇の統治權を以て國家の權力と混同すべからず」、若し誤りて之を混同するときは日本の立憲政體は歴史上の關係を離れて、日本國民の日本國民たる所以も亦消滅し、日本の立憲政體は其の特性を失ふにいたらん」（「近時憲法考」五三頁）と説いてゐるのである。又「大權は國家と各人との上に在りて右手に國家の權力を制し左手に各人の權利を護し以て日本國民全體の隆昌慶福を増進す故に國家の諸權力は總て統治權の下に服從して各々其の用を爲すものなり立法行法司法の三大權力は天皇統治權の主宰に依りて互に分立し各々其の分を守り相ひ侵奪するなく以て其の機關たるの用を全ふするものなり」（同、五一頁）となし、又「立法權行法權司法權の三者は天皇統治權の下に在りて各其の職分を竭し互に相ひ調和するものなり互に調和して相ひ侵奪せざらんか爲めには及ぶべき限りの讓歩を爲さるべからず」（同、五四頁）と、なすのである。以上によつて明らかなる如く、彼は大權（又は統治權）を國家權力から峻別し、國家權力は大權の下に於て各人の權利と對立して存する立法司法行政の三大權力であると思惟するのである。而してこれは彼獨得の見解の如く見へるのであるが、統治權を日本獨自の國權なりとなし

て立法司法行政の三權何れも統治權（又は大權、又は國權）に由來するとなす解釋と其の本質に於て異らないものであることは多言を要しないであらう。たゞ異なるところは、表現上の相異であつて、何れも日本獨自の統治及統治權の性格と其の立憲的國家機構を説明せるものであると言ふことができよう（拙稿「統治及統治權の解釋」参照）。

彼は更にこれに就て、「日本の立憲政體は全く天皇の大權より生出したるものにして此の點に付ては殆んど外國に其例を見ず日本の立憲政體は各人との中を折し以て相ひ偏倚せしめず又國家に付ては共議制と獨任制との中を折し各人に付ては貴族主義と平民政義との中を折し以て偏倚せずして相ひ調和せしむるものなり而して此の執中の職を司るは萬世一系の天皇なりとす」（同、五六頁）と言つてゐるのであるが、要するに彼の立憲主義又は憲法主義は凡てかくの如き日本獨自の立憲政に據るものであることは言を俟たないと云はねばならぬ。

然り、彼の憲法主義又は立憲主義の基存するところは一つには實に帝國憲法の獨自性に對する其の信賴にあると言へるであらう。かくて、これ彼が「侮憲的論者を攻るの檄」（明治二十二年九月十七日——「鵜南文集」五九頁以下）を書いてゐる所以であるが、彼の其の他の文章に於てもまた頻々かくの如き意味の護憲論を見るのである。例へば、「豫算論」（明治二十三年十一月廿一日——十二月一日）に於て彼は次ぎの如くに言つてゐる。曰く「吾輩は常に憲法を完全視するものなり、少なくも憲法を完全無缺の如くに解釋せんと欲するものなり、故に吾輩は事の憲法に涉るものをして吟味するには、其の速かなるを期せずして其の精しきを期す、夫の憲法の發布を今や遲しと俟掛けて一夜造りの註解を公にする者、又は百年前の古洋籍を読み來り其の偏見を以て妄に憲法の瑕疪を探る者は、吾輩聊か之と比肩することを恥づ」（「鵜文南錄」一六四頁）と述べてゐる。其の「議會論」（明治廿三年十二月四日—七日）に所謂「憲法上の眼」（同、四三四頁）と言ひ、又「憲法の精神」（同、四三六頁）と言へる

も全く同じ趣旨に出づるものであるが、彼はまたすでに「日本國民の新特性」(二十二年二月十一日)に於ても其の憲法主義に立つて立論してゐるのである。曰く「今日君民調和歡聲街に満るの際に於て憲法は將に發布せられんとするに非ずや、吾輩は未だ憲法其物の如何を知らずと雖も、只だ日本憲法發布の場合に付て之を國民の特性と斷言するに躊躇せざるものなり……君民偕和の間に憲法の發布あるは「日本國民の新特性」たりとすれば、此の發布の憲法を國民偕樂の間に遵守することは豈に亦日本國民の特性たらざらんや、而して此の特性を保續するの方法如何は憲法其物の如何に由らずんばあらず」(『羯南文錄』三七一—三七三頁)と言ふのである。

然しながら、彼の憲法主義も成文憲法の絶對的不變を主張するものでないことは他の憲法主義と何等異なるところはない。即ち「憲法發布後に於ける日本國民の覺悟」(明治二十二年二月十五日)に於て、彼が「從來我國に於て不文憲法は既に歴史上に於て國民の生長發達と共に數々變遷せしものなれば、將來國民の發達成長は又同成文憲法を改正するの必要なる時なしと謂ふべからず」(『羯南文錄』三八二頁)と言つてゐる所以である。然し更に次ぎの如くに言つてゐる事を注意しなければならぬ。即ち「吾輩が所謂憲法改正といふ意義は憲法内部組織の發達進化といふに止まり、決して憲法の根本基礎を動搖するの意義にあらず、即ち我が國に於て君主政の性格は我日本國家たる所以なれば、皇室の統治權の如き萬世不易の者にして、諸般國法の組織は此源より流を生ぜざるべからざる勿論なりと雖、議院の權限、大臣の責任、選舉權の區域の如きは、國民の發達と共に改正の必要を見ることがあるべしといふに在り。……願くは憲法をして生動せしめよ憲法をして死法たらしむることなれ」(同、三八三頁)、と言ふのであって、要するに、彼の憲法主義が國民主義即ち彼の所謂民意國勢主義に基底せるものなることはかくて極めて明らかであると言はねばならない。次の文章は更にこのことを明示するものである。曰く「我が國には從來官尊民卑の習慣ありて上下の間に一大鴻溝をなすが故に、縱令帝國議會に於て一朝人民の代

議士は大臣と相等するの權を得るも、實際に人民の勢力を進めて行政官と相對するは至難至困の業たることを覺悟せざるべからず。吁我が國民は、此の大業を成さん爲めには幾多の險峻ありて吾人の目前に横はることを覺悟せよ。若夫剛毅忍耐着々歩を進むるの精神なく憲法祭の醉醒ると同時に憲法其物をも忘却するが如きは吾輩の尤も取らざる所なり」（同、三八五頁）と。

かくて、國民論派を代表する鵜南の國民主義が民意國勢主義であつて、單なる國權主義にも非ず又官僚主義にも非ざることは極めて明らかであり、その國民主義が先づ立憲主義又は憲法主義と必然の結合を保つてゐることの意義及び理由をもこれを知ることができるのである。

### 三

然しながら、鵜南の立憲主義は彼にとりては第二義的なものに過ぎずして、國民主義が其の第一義的なものであることは既述によりても明らかであつて疑を容れる餘地はない。加之、それは最初よりそうであつたが、然かも次第に其の度を強めるにいたつた。彼は「國政の要義」（明治二十二年十一月三十日—十二月三日）を論じたときには、すでに「吾輩の真正なる目的は立憲政體の設立にあらず、又た改黨内閣の建成にもあらず、是れ只だ其の方法たるに過ぎず、吾輩の目的は國民の統一及び持立を鞏固にして以て世界の文明を計ることに力を致さんと欲するに在り、故に日本國政の要義を問ふ者あらば、吾輩は此の目的を達するに足るべきの方法を講ずべしと答ふるに外ならず」（「鵜南文錄」四一五頁）と主張してゐるのであって、既述の如く其の他の文章に於ても同趣旨のことを屢々言つてゐるのであるが、たゞ彼は「立憲政體は既に現行のものにして 吾人は遵守の義務を有する」（同、一八〇頁、「原政」と考へてゐたのである。これ即ち彼の憲法主義又は立憲主義であり、結局は其の國民

主義に基調するものなること明らかだと言はねばならない。然しながら、立憲政體を第一義的に考へる彼が立憲政體に伴ひて現れるにいたつた弊害を見るに及んで、忽ち立憲政體に對して疑問を抱くようになつたことは決して不思議であるとは言へない。彼が明治二十六年三月六日一二二日の「日本新聞」に執筆した「原政」は即ち立憲政體に對する其の懷疑を展開したものである。また、この頃にいたつて彼の國民主義が積極的なものとなつてゐることが注意せられるのである。「國際論」三篇（明治二十六年四月二十二日—十一月六日）は即ちこのことを示してゐるのである。「原政」の緒言に於て、彼は「世の自由主義又は進歩主義を言ふ者が黨の存立を必要とするの熱心と同じく、吾輩は國の存立を必要とするの熱心を有するなり。吾輩は争の成るべく大にして私の成るべく小なる者を選ぶ、國の存立は疑ふべからず、安寧幸福といへる物品は去りて之を他國の製造所に求む可からず、故に國政改良の要望は始めて意義あるものたるを失はず、立憲政體の如き亦た其の一策なり。然れども此の政體は果して國政改良の目的を達し得べきか、吾輩の此の原政は此の疑問を解決する爲に草す」（「羯南文錄」一八七頁）るものであると言ひ、又「國際論」に於ては更に強く「今や憲法は既に國の統一に寸功なし、……朝野の士が皆な過大の望を憲法制定に屬したるは一場の夢なりし」（「羯南文錄」二三一頁）と言つてゐるのである。かくの如く、彼は、立憲政體を國民主義の手段として必要なりとする見解から一轉して、立憲政體を深く疑はざるを得ざるにいたつたのである。

曰く「吾輩は憲法發布の時より屢々讀者に向ひて宣言したり、立憲政體は國政上唯だ方法たるに過ぎずして、其の目的にはあらずと。目的とは國の統一及び特立、此目的を達する爲めの一方法は立憲政體なるべし。然れども吾輩は之を知る、立憲政體は其の根源に於て自ら負ふ所あることを、何ぞや、自由主義進歩主義の實行是れなり。此の流行の主義は右手に經濟理説を揚げ其の左手には法律理説を携ふ、此の二つの兵器を擁するも彼れ攻戦

の主眼は「行政機關の膨脹」を撃すといふに外ならず」と。而して、今や彼はかくの如き經濟主義法律主義を擁する立憲政體が、その攻戦の主眼たる行政機關の膨脹を撃し得さるのみか、却つて膨脹の傾向を増大しつつある事を指摘し、これに對して徳治主義の旗幟をかゝげて次の如くに言ふのである、その際彼に於ては徳治主義と國民主義は不可分に結びついてゐるのである。曰く「一齧の肉を見て喧々爭ふものは犬なり、一鞭の打つに遭ひて奔々馳るものは馬なり、馬も亦た動物、犬も亦た動物、人も亦た動物、經濟學法律學も人類の此の動物的方面を基礎として理を説くもの。進歩主義は此の理を聽きて而して人間社會を支配せんと欲するものなり。德義上の關係は動物的眼孔よりすれば最も解すべからざるもの、此の關係を無視するは自由主義又は個人主義の本領にして進歩主義の兄弟なり。立憲政治、政黨政治、法治政治の類は皆な兄弟の獻立に係るもの、其の效果の克く人類の本性に合するや否やは理論に争はんよりは事實に徴すべし」（同、一九二頁）と。かくて彼は多數決を以て群衆政治なりとなし、かゝる多數政治又は「群犬政治」たる政黨政治を以て人間の動物的方向を助長するものとしてこれを忌避するのである。而して「立憲政治は今の政界に於て政黨政治と意味せらる」（同、一九八頁）と。又彼によれば、政黨政治は行政機關の膨脹及腐敗を増進する。これ「自由主義若しくは進歩主義、又或は法治主義といふものは、實に人類の此の動物的祕密を穿ち得て之を利用せんと欲するに外なら」（同、二〇一頁）ざるものだからであるが、「本位を動物的個人に置き、經濟は之に肉を示し法律は之に棒を示し、以て國を建て政を爲すものは之を立憲政體と名く」（同、二〇一頁）とまで極言する。而して「立憲政治は法治主義なり自由主義なり、法律に違背せざる限りは自由に競争を爲すの政體なり、之に於て政黨派起り政權の争起り、而して内閣大臣の更迭は優勝劣敗の天則の現象なり……西洋はイザ知らず、日本固有の德義よりすれば人獸の別は亡ぶこと既に久し、立憲政體の語が社會風儀に及ぼす影響如何、識者の注目すべきは此點に存す」（同、二一九頁）と言ふ

のである。かくの如く、彼は立憲政治を以て動物的自然主義的なものと目し、人間的又は人道的なるものでないとする。而して、彼がこれに對立せしめてゐるのは徳義主義又は人倫主義であつて、立憲主義は其の目的を達し得ずして、窮すれば徳義主義に訴へざるを得ないとなすのである。即ち、「夫れ平時には只だ法律經濟の鬼を拜して、己れの都合悪しき場合には急に徳義の神に訴ふ、神は豈に汝に聽かんや、神は豈に汝を護らんや」（同、二〇五頁）と言ふのである。然れば、彼が徳義主義を持して、先取特權の法律論、優勝劣敗の經濟主義を難じ、かかるものとしての立憲政治を否定してゐることはかくて極めて明らかであると言はねばならない。要するに、彼は性善説論者であり、誠心の最主要性を説くものであり、從つて自由競争、權利自由、優勝劣敗主義を以て人性に合はざるものとなすのである。而して立憲政治、政黨政治、法治政治を以てかくの如き人性に合はざるものとしてこれを攻撃するのであり、又國家の干渉を要するとなすのである。かくて彼の主張する所は一種の保護主義又は保護干渉主義にほかならないことになる。換言すれば、國民主義的徳治主義的保護干渉主義としてこれを特質づけることができるであらう。然れば、其の攻撃の眞の対象は自由主義であり又は自由競争主義又は優勝劣敗主義であつて、立憲主義そのものでないことは疑ひなきところであると云はねばならない。たゞ彼はかゝるものと立憲政治そのものを混同して、立憲政治を懷疑し非難してゐるのである。然しながら、立憲政治そのものが直ちに自由競争主義に非ることは言ふまでもなく、従つて又立憲政治そのものが國民主義又は保護干渉主義を否定するものでないことも言を俟たないところである。然るに彼は、自由競争主義優勝劣敗主義又は動物主義を排せんとするの餘り、これを許容するかに見へる立憲政治をも憎惡するにいたつたものと言はねばならない。かくて彼は「記者の望む所は唯だ立憲政體は無上の政體にあらずして一の窮策なりといふことを世人に承認せし

めんと欲するのみ」（同、二二三頁）と言ふのである。加之、彼は更に續けて、「此の政體に在りては大臣の職は復た吾國從來に於けるが如き貴重の職にあらずして、市井の無類猶ほ覬覦するを得る所のものなり。總理大臣は措き他の諸大臣は決して吾國固有の大臣にあらず、此職に大臣の名稱を付するのは既に誤れり。所謂る大臣は徳一世に高く識萬民に秀で社會の景仰を受くるの人始て之に任ず、是れ皇國古よりの制なり。今や然らず、金と權と最克く重する者は最も適當、德又は識の如き固より問ふ所にあらず、是れ政體の然らしむる所、世人願くは大臣其人の品位甚だ賤しきを以て皇德を累はす勿れ、「原政」の記者は特に此一事を望む」（同、二二三—二四頁）と言ふにいたつたのであるが、彼の攻擊對象が立憲政治自體に非ずして、優勝劣敗主義的金權政治にあつたことは先述の如く明らかである。

彼は自由競爭主義又は優勝劣敗主義を又自然主義又は天則主義とも呼稱してゐるが、とにかく彼はかくの如きものを斥け、かくの如き主張をなす學者を排斥するのである。<sup>(註)</sup>英米學の福澤諭吉・ドイツ學の加藤弘之・ドイツ主義の伊藤博文は彼の最も好まざる存在であつた。とにかく、彼が立憲政體自體を攻擊するのではなく立憲政治に伴へる弊風を、恰かも立憲政治そのものの本質なるかの如くに考へて非難したることは彼自身の次ぎの如き言によつて更に一層明らかである。曰く「立憲政體に向つて忌憚なく批評を加へたる吾輩は敢て政體其物の變更を望むにあらず、唯だ此の政體を運用する思想の誤謬を示して、世人が將來に顧慮する所あらんことを望むのみ」（同、二二九頁）と。即ち、彼はかかる思想を目して「立憲政體に係る普通の思想」（同、五一九頁）であるとなしてゐるのであり、この思想を攻撃するのみであると言ふことになる。これ即ち、彼が「國家は人類最高の團體にして政府は此の團體の代表なりとせば、從つて之に對する尊敬も亦た最も大ならざるべからず。最大の尊敬に酬ゆるには最大の慎重を要し、最大の慎重に酬ゆるには亦た最大の尊敬を要す、官民間に於ける吾國固

有の關係は斯の如きのみ。此の關係を保ちて立憲政體は始て用あり」（同、一二〇頁）と言つてゐる所以である。このことは彼の次ぎの如き言によつても亦明らかであらう。曰く「曲學阿世の徒あり自ら學者を以て任じ、其の常に言ふ所を見れば大抵此（政治）の腐敗的狀態を天則視するものならざるは莫し」。彼等の「政論は其の最終的目的實に政府を廢して警察及裁判のみと爲すに在り、而して立憲政體は彼等の爲に一種の假宿たるに過ぎず。彼等は主權を制限し治者を選任して此の假宿を造る。圖らざりき、此の假宿は彼等が指して行く處に益、遠かりて、反つて其の背後と思ふ所の出發地に近寄らんとは。歐洲に於ける彼等の狼狽は實に近世の特色なり」（同、一二二頁）と。かくて彼は歐洲に於ける國家社會主義の擡頭を指摘して「此の主義にして行はれなば終に如何、權力は總べての人に在り故に權力は總べての人に無しと云へる有様を現ぜん、而して實權は必ず一人又は數人の手に歸せん。歐洲の進歩主義は方に此の恐慌中に在り」（同、一二二頁）と。然し、彼が未だ國家社會主義の何たるかを理解せざることはあることは、言ふまでもなく、この引用文によつて明らかであらう。

たゞ彼は要するに立憲政治の名の下に人類の弱點を利用せんとする政治を否定し、誤れる思想を以て立憲政治を運用せんとするものを理想主義の立場即ち國民主義の立場より攻撃するのである。果して然らば、立憲政治そのものを非難する必要はないことになる。かくて、其の「原政」執筆の翌年に書いた「大臣責任論」（明治二十七年二月二日）は、却つて立憲主義と德義主義に據りて、法律萬能論を駁撃してゐるのであつて、彼が必ずしも非立憲主義の徒でない事を示すものであると言ふ事ができよう。とともに、既述の如く彼の思想が其の根柢に於ては立憲主義でなく、立憲主義は要するに彼にとりて第二義的なものたるにすぎなかつたのであるが、更に又其の思想の矛盾撞着を示してゐるものと言はねばならないであらう。

(註) 翁南はかくの如く天則主義又は自然主義を否定してゐるが、然しそれは決して「自然」の法又は「自然」の命令が社會に行はれてゐることを根本的に否定するがためではない。明治三十七年に書かれた『政界漫言』(『翁南文集』参照)では明らかに其のような態度が示されてゐるのである。

#### 四

然しながら、彼の國民主義と其の底に流れる理想主義又は人道主義は、既述の如く立憲政治に伴へる自由競争・主義天則主義法律萬能主義に反撥するものなることは明らかであつて、やがて一種の國家的社會主義又は國民的社會主義又は國家的社會正義主義に赴かしめるにいたつた事を注意しなければならない。フイヒテの晩年が然うであり、我が國ではのちに上杉博士が然うであつたように、翁南が國家社會正義を唱へるにいたつたことは、まさに國家主義又は國民主義のかゝる一性格を立證するものであると言ふべきであらう。而して、かゝる傾向の萌芽は、すでに金權富人政治を否定し人民主義を主張してゐた彼の初期の文章のうちにも見られないわけではないのである。

然し、彼は明治三十年三月二十二日——同月二十九日の『日本』紙上に「國家社會主義」なる一文を連載して其の如き傾向を明白に示すにいたつた。即ち、これより約四年前の執筆に成る「原政」に於ては、彼は寧ろそれを懷疑せる立憲主義の行き著くであらう惡結果と看做してゐたことは前記の如くであるが、今や進んでこれを立憲主義に代位すべきものとして評價するにいたつたのである。然しそれに最初より金權主義を否定し又ダーヴィニズムを蛇蝎視し、やがて自由主義的立憲主義に對立して保護干涉主義を主張するにいたりつた彼がかくの如き思想傾向を示すにいたつたことは決して不思議なことではない。

然しながら、彼の所謂國家的社會主義とは社會主義ではなくて一種の國家主義にほかならない。即ち、彼は國家主義と國家的社會主義とを同視し、國家的社會主義を以て國家の本質なりと見るのである。即ち彼は「吾輩をして猶豫なく言はしめなば、國家なるもの本と社會主義の爲に存立する最高の機關なり、克く社會主義を行ふものは克く國家を保つもの吾輩の所謂る國家的社會主義は即ち然り」（『羯南文錄』四五六頁）となす。かくて彼は「國家的社會主義は、「國家をして社會經濟の弊を匡救せしむ」（同、四五七頁）るものであり「社會經濟に免れ難き生存の不平等を制限する」（同、四五八頁）ものであると断じ、また「國家的社會主義は獨り經濟社會に向ひて發動するのみならず、衛生又は教育にも此の主義の應用益々必要と爲るに至るべきは自然なり」（同、四六八頁）となし、要するに「皆な是れ國家が社會に干渉するの制度なり。更に一步を進めて専ら貧民の利益を圖ることは其の方法の種々あるに拘らず稱して「國家制恤救事業」といふ」（同上）となしてゐるのである。而して、この點でそれは自由主義に對立するものであり、又「軍人官吏貴族富豪の利益を保護する爲めに干渉を旨とする」（同、四五七頁）「藩閥黨の『國家主義』」（同上）とも異りて「弱肉強食の狀態を匡濟する」（同、四五八頁）ための干渉主義であると言ふのである。かくて、「國家的社會主義は『國家』といへるものゝ宜しく抱懷すべき本來の主義なり、されど今の藩閥黨が口にする所の『國家主義』とは全く其の目的を異にする。」（同上）とも明言してゐるのである。又彼は國家社會主義が共產主義又は虛無黨と異なる所以を述べて、「一夫耕さゞれば國其の飢を受け一婦織らざれば國其の寒を承く」といふ「社會の連帶責任」に基調するものであるとなしてゐるのである。然かもまた彼はこれによつて國家萬能主義を唱ふるものではない。即ち「凡そ社會の事は公私互に相ひ済ふ、國家之をなして弊ある者は個人之を爲すと同時に、個人之力及ばざる者は國家乃ち之に當る、教育又は恤救の如きものは蓋し其の類なりとす。蓋し個人の力は限あり國家亦た萬能のものにあらざれば、盡く之を國家に委すべからざるが如

く又た盡く之を個人に委すべからず。社會經濟の放任を尙ぶの説は時代及土地の異同を通じて行はるべきにあらざるなり」(同、四五九頁)となし、又「國家は萬能能力を有するものにあらず、社會の事は盡く擧げて之を國家に委す可らざること論なきが故に、國家的社會主義の應用は制限なきを得ず。郵便の如き電信の如きは國家自ら直接に經濟事業を執るの最も著るしきものなるに、如何なる自由放任主義を言ふ者も之を非難する能はざるなり。

されど國家自ら窮民に衣食を給與するが如きは、事固より恤救に屬すと雖も、國家的社會主義すら今は之を是認せず」(同、四七一頁)と言つてゐる所以である。彼の所謂國家的社會主義はかくて自由放任主義に非ず、又國家萬能主義に非ずして、實に其の中間に位するものであつて、結局は其の根本思想たる國民主義であり人道主義であること明らかである、と言はねばならない。然し、この文章に於て彼自身、國家的社會主義は國民主義であるといふ表現はすこしも試みてゐないのであるが、其の全體の調子からしてこのように判断できるのである。又其の人道主義に出するものであることは彼自ら明瞭に語つてゐるところである。

例へば彼は「社會主義なるものゝ最も簡明なる解釋は「有餘を削りて不足を補ふ」といふに在り。若し個人の力を以て直接に之を行はゞ、從令ひ一面には惠與たりと雖も、他の一面は必ず強奪たらざるを得ず。社會主義の久しく世に破壊主義視せらるゝ所以のものは正に此の強奪の方面に於てするのみ。されど徐に國家自身の行爲を觀るとときは、彼は毎に有餘者を促がして多きを供出せしめ以て不足者の供出する少きを補ひ、又は幸福者より取りて之を不幸者に與ふ」(同、四七一頁)と言ひ、「既に國家あれば社會主義乃ち行はる。國家なるものは或る點より見れば個々人の間に於ける有無相通の媒介者に外ならず、即ち有餘者をして知覺せざるの間に不足者を救はしむるは國家の常態なり。國家的社會主義は此の常態を推し擴めて猶ほ一層社會に干渉せんといふに在り」(同、四七二頁)となし、又「國家社會主義は弱者貧民寡婦孤兒の類を保護して他の富強と並存せしむるを旨とする。是

を以て經濟衛生に教育に適當の干涉を敢爲して而して動植界の法制をば是認せず」(同、四七五頁)と言ひ、自由競争優勝劣敗主義を攻撃して「斯かる不人情なる主義は吾が政界を支配するや一朝一夕にあらず、少なくとも十五年來の藩閥政府は世に所謂る「福澤主義」なるものを採用しながら他の一面には獨逸主義とやらを加味して以て社會の德義的秩序を破壊したり。冷淡なる放任主義と偏頗なる干涉主義と相ひ抱合したるものは十五年來の藩閥主義を然りと爲す藩閥主義若し主義といふを得ばその干涉は社會の富強者を保護して益々優勝者たらしむるに傾き、同時に社會の貧弱者を放任して益々劣敗の位に陥らしむるを致すなり……國家的社會主義は冷淡なる放任自由主義に反し、偏頗なる藩閥主義に反して、夫の不幸なる劣敗者を庇護するもの、本と仁者の熱脳より湧き出でたる主義に外ならず」(同、四七五—四七六頁)となすのであり、「國家的社會的主義は本と人道より生ずるものにして夫の物質的經濟論とは全く相ひ反す、されど終極に於ては其の效果自ら社會の物質的經濟に合せんばあらず」(同、四七七頁)と斷じてゐるのである。

これによつて明らかに如く、其の國家的社會主義は畢竟人道的國家主義であり、國民主義にほかならないものである、と言ふことができるのである。

## 五

羯南の國民主義の本領は、然しながら其の國際政治觀に於て最も強く現はれてゐると言はねばならない。

彼の國際政治觀は所謂國際道理論であり、國際政學であつて、前にも一言した如く、國と國との交際が人と人の交際と同じく禮に基くべきことを説く。正にそれは社會的ダーヴィニズム又は弱肉強食主義外交論に對峙するものであり、權力主義的國際政治論に反撥するものである。

かくの如き彼の國際政治觀はすでに其の初期の論策にも明らかに見られしところであつて、各國民は兵力富力の差等に拘らずして對等權利を存すべきものであるとなし、以て國民の獨立と自負心を主張したのであるが、論旨尙ほ消極的たるを免れなかつた。然るに、彼の筆勢に最も油の乗つた明治二十六年の「國際論」こそは、其の面目躍如として表現に於ても亦頗る積極的となつてゐるのである。

「國際論」の序文に於て先づ彼は次ぎの如く述べてゐる。曰く「人の相交るは有無相通じ、長短相補ふ所以に外ならず、相通じ相補ふ所以のものは、人々天稟の特能を發育するに外ならず。若し我的特能を棄て人の勢力に感せられ了らば、是れ自ら「我」を失ふものなり。「我」を失ひて人に接するは是れ交際にあるらずして直に服従なり。服従は則ち有無相通じ、短長相補ふ所以の道に非ず。人の交るは互に禮あるを要す。禮なるものは元と亂を防ぐのみ、好客を敬して之を上席に引く固より禮なり、乞人を叱して之を外庭に拒む亦た禮ならずんばあらざるなり。人々家法あり、他人來りて同居を請ふ。之を許すと否とは我れの意のまゝなり。これ亦交際の禮にあらずや。要是人々「我」を保ちて相亂れざるに在り。若し「我」を保たずんば焉んぞ復た交際あらんや。交際ありと雖も是れ服従に過ぎず。夫れ國の斯の世界に在るや猶ほ人の斯の社會に在るが如きなり。人の斯の社會に於て相交際する所以の禮を知らば、國の相交際する所以の道も亦た自ら明かならんのみ。」と。又曰く「國は猶ほ人の如し、我れ招きて之を門に入る。或は以て我れの用を爲さしむべし、彼れ迫りて我が庭に入る。若し我れの用を爲さば是れ偶然のみ、偶然の結果は豫め期すべきにあらず、故に「我」を固持して嚴正なるものは利害を問はずして先づ名分を見る、國際論は其道理を明かにするものなり」(鶴南文錄二二五一一二六頁)と。

これを要するに、彼は國家の自主獨立を以て國際政治關係の基調であるとするのである。然かも、彼は國家の自主獨立は、それ自身目的に非ずして「國々負ふ所の任務」又は義務を竭さんがためにほかならないと言ふの

であつて、それは既述の如く彼の國民主義の根本思想を成すものである。而して、國家の自主獨立の前提となるものは、國內の政治的經濟的社交的等の統一であり、かくして國民の統一と其の特立は二にして一でなければならぬ。然るに又、彼は國際政治關係は競争にほかならないものであるから、國民の統一が獨立の前提となると言ふのである。

而して、彼はこの國際競争に「對峙」と「狼呑」と「蠶食」の三種を數へ、狼呑は始めに硬手段終りに軟手段を取るに對し、蠶食は軟手段に始り硬手段に終るとなし、共に國を以て爭ふ者の慣手段であるとなす。而して、彼はかくの如き生理的・財理的・心理的等々の狼呑、及び心理的・財理的・生理的蠶食に就て詳説し、國の強弱は國土の大小富乏によるものでなく國民の精神的組織に在ることを強調し、其の國際道理論を展開するのである。即ち、それは禮に基ける國家の自主獨立論であり、かくて又國家には各々負ふ所の任務ありとするの説を開せる國家使命論であつて、彼はこれを國命説と呼稱する。

次ぎの如くに言つてゐる。曰く「國に、天賦の命あることは猶ほ人に天錫の能あるが如きのみ。寰宇の上に一部の面積を占めて千年以上の存立を保つものは、天の命する所を知らず自ら破亡を速めきて依然顧みざる可ならんや。古今を大觀すれば國の生存亦た人の生存の如く自ら限界あり、然りと雖も若し「國命」あるを知らば君民の智を竭くして生存を永くせざるべからず。」かくて有色人種劣等觀を指摘し、果して然らば「我れ亦た或る點より彼等を指して劣等國劣等人と言ふ固より不可なし。少なくも長短を較して彼等に對抗し、其の「劣等」といへる無禮的稱呼を甘受せざるは我れの義務にあらずや。我れの保有する「國命」にあらずや」となす。又「更に轉じて世界文化の消長に見よ、人道の上よりすれば何人も何國も皆な世界の文化に贊助するの義務ありと言はざるべからず。獨り一方の國人のみに此義務ありて、他の國人は唯だ牛馬とせらるゝが爲に存すと爲さば世

界の文化は常に一樣なるに止まりて進歩の運に向ふべからず。西洋の文化を存じて東洋の文化を滅し、縱ひ滅せざるも之を發達せしめざるは是れ世界の文化に一要素を減するに均しきなり。東洋に國する者例へば日本國の如きは世界文化の爲にも其「國命」を重んずるの任務あり。如何にして此任務を竭さんと欲するか、歐人の文化を取るも自國の文化を棄つる勿れ、歐人と親交するも自國人を屈辱する勿れ、一言に曰へば吾輩の所謂る狼呑及蠶食に留意して國の名實を失はざることに努めんのみ」（同、二八九頁）となすのである。これによつて、彼の道徳的名分論的國際政治觀の何たるかは極めて明らかであると言へようか。更に、彼は「國の盛衰は朝野の人士が「國命」といふを解するの有無に關す。古今東西の史を讀みて興亡の跡を詳にせば、所謂る「國命」といへる思想の消長は其國の元氣を動かすの爭ふ可からざるを見るに餘あらん。」（同、二八九頁）と言つてゐるのである。

然れば、其の初期の思想の消極的たりしに反して、後期のそれが積極的であることは極めて明白である。然し、それにも拘らず、自國の弱さを自覺せる點に於て、それは封建時代の日本主義政治思想と異つてゐるものであると言はねばならない。錫南はかくの如き國民主義の立場から當時の國際法を批判する。彼は次の如く叫んでゐる。曰く「人ととの交際に係る革命は既に、大半仕遂げられたりと雖も、國と國との交際に於ける革命は未だ少しも仕遂げられざるなり。今の國際公法は實に革命前の制度のみ」（同、二九二頁）。即ち、それは歐米人を特權階級とする斬捨御免の制度にして他人種には不公平なる制度である。然れば、「國際法なるものは實に歐洲諸國の家法にして、世界の公道にはあらず、此の家法の意を受けんと欲せば國を擧げて歐に歸化するより外に復た手段あるべからず。今の國際法なるものは大半皆な歐の諸國を偏庇するに出づ、否な獨り歐の諸國のみが參與して立てたるの法に過ぎざるなり。歐人が國際上に於て自ら特權を構成し一種の閥族制を世界に造りたるなり。東洋に國するものは自ら甘じて斬捨御免の下に立つべきか、若くは自ら率先して此の閥族制を撤去することに努む

べきか、若くは國際法の惠を享受せん爲めに歐化を圖るべきか、三策の中必ず其の一を取らん。斬棄御免を甘んずるは亞非利加及び南洋東洋の諸屬邦を然りとす。今後の計を爲すべき獨立國は國際革命の首唱を爲すか、歐洲歸化の用意を爲すかの二途に外ならじ。若夫れ歐洲歸化の用意を爲す者は今日の吾國の政事家多くは此の方針を取るに似たり、……然りと雖も、歐洲歸化に赴く者は夫の斬棄御免を甘んずる者と其の差異唯だ一髪のみ、恰も往時にあり士族の株を買ふ者が平民の籍に屬する者と其卑陋稍、同じきが如きのみ。之れを國際論に見れば甲は蠶食に甘んずる者にして乙は狼呑を受くる者なり。國際公法は歐人の家法に過ぎざるのみ、此の家法の威に服する者は固より言ふに足らず、此の家法の惠を受けんとて歐化を努むる者亦た「國命」を知らざるの甚しき者、吾が朝野の人士は方に此の第二の傾向に在り」と。かくて彼はこの「國際公法たるもの正理公道に基づけんことを希望」し、歐洲の家法たるを變して世界の公法と爲さんことを希望する。要するに狼呑も蠶食もこれを甘受する能はず「永く我國の獨立を保ち、自ら率先して世界の公道を明にせんこと、是れ日本帝國の錫明にして祖先の遠猷に合するものなり。」(同、二九三一二九五頁)と言ふのである。更に彼はこの筆法を以て當時の國際例を痛撃して止まない。又其の結論に於て、狼呑蠶食を甘受して進歩と思ふ間は條約改正亦た言ふに足らず、外人と手を握りて同胞に足を加ふる者勢威を得る間は」(同、三〇五頁)國命、行はれずとなす。かくして、彼の國際論は國際法學に對し國際政學なりと言ふ。「夫れ今日の所謂る學なる者は頗る多端なり、物質の關係を究むる諸科學の類は元と自然法則を基礎とする者、東洋西洋復た何の差違があらん、獨り無形の理を講ずる諸學は直に西洋の理説を以て眞と爲すべしに非ず、特に政治の學は人種に基き國性に原する者、人種違ひ國性異なれば從つて其學も同一なるを得じ、國際政學なる者あり得るとせば此の事も亦た注意を要するの一點なり」(同、三〇七頁)と言つてゐる。かくの如く、彼は常に其の立論を日本臣民たるの位置に於て起つてゐるのである(同、五四九頁參)

照)。以て其の國際論の性格を知るに足ると言へよう。またかくして彼が全回復の條約改正即ち主權の完全を圖り得る條約改正を主張し、然らざる改正はこれを見合すか、條約無効の通知をなすべしとする條約改正の主張の高踏的根據を知ることが出来るのである。

とにかく當時の對外硬派に對して、彼の國際論は完全對等條約締結の最良の手段としての條約勵行論を含蓄したる、其の基礎理論を與へたるものである。

彼はかくて、「國際論續篇」に於て添田壽一の稅權回復論をこの立場より評價し、また同じく「國際論補遺」に於て各國法の排外主義を指摘しつゝ、外權内侵、内地干涉、歐米人崇拜思想の排すべきこと、即ち國際的平等を詳論してゐるのであつて、この二篇は恰かも「國際論」の各論に相當してゐる。また條約改正に關する其の多くの所論も同様にすべて「國際論」の各論を成すものであると言ふことができよう。就中、明治二十二年の執筆したる「内地干涉論」及び「内地干涉論補遺・解惑」は、内地干涉即ち主權の作用に於ける制限は蠶呑の一手段にしておそるべきものなるに反して、主權の範圍に於ける制限は國の獨立に甚だしき關係なきことを論じたるものである。然しながら、「國際論」以後に書かれた「現條約勵行」「立國價如何」「勵行論」「對外硬派」「勵行は改正の手段」「勵行論の經過」「所謂國權回復」「擠內底外派」「對外硬の精神」「對外硬は對內硬」「對外硬派の一一致」「戰時と條約勵行」等の短篇は劍よりも強き力を以て輿論を指導したるものである。而して、かくの如き民論は議會に反映し、議會は陸奥外相を擁する伊藤内閣と抗争をかさねたが、遂に明治二十七年對等的條約改正の大業を完成するにいたつたのである。

國民主義に基調する鵜南の國際論の面目とその歴史的意義、また後來の侵略主義軍國主義と其の異なるものなることはかくして明らかである、と言ふことができるであらう。

「羯南文集」

吉田 義次「陸羯南」

「春汀全集」第二卷  
「羯南文錄」

山木 茂「條約改正史」

指原 安三「明治政史」

朝日名知泉「老記者の思出」

川邊 真藏「羯南と蘇峰」  
徳富猪一郎「蘇峰自傳」  
渡邊幾次郎「明治史講話」  
「谷干城遺稿」

長谷川如是閑「ある心の自敍傳」等參照。